

令和元年11月7日

愛知県知事
大村秀章殿

愛知県環境影響評価審査会
会長 松尾直規



(仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
(答申)

令和元年9月9日付け31環活第233-2号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての答申

はじめに

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、「1 事業計画の見直し」を踏まえて、事業計画を見直す必要がある。

その上で、他の事業実施区域において事業を計画する場合には、「2 全般的事項」以下の事項について検討し、その経緯及び内容を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載する必要がある。

1 事業計画の見直し

(1) 計画段階環境配慮書手続は、事業計画を検討する早期の段階において、「位置・規模の複数案」をできる限り設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。

一方、本事業の事業実施想定区域（以下「区域」という。）の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、区域の一部が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっているが、事業者は、これらの指定範囲を考慮して区域を設定しておらず、区域内には動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性が高いことから、動物及び植物の生息・生育環境の保全の見地から区域が検討されているとは言い難い。

また、事業者は、区域を広めに設定し、配慮書以降の手続において絞り込むことを「位置・規模の複数案」としているが、事業の規模を考慮すると、今後の手続において環境影響の回避、低減に向けて事業実施区域を絞り込む余地がほとんどないと考えられることから、適切に複数案を設定したとは言い難い。

以上のことから、本配慮書は、配慮書手続の趣旨である、事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分であり、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画を再検討すること。

(2) 事業者は、騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について、風力発電機の配置を検討することで重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価しているが、風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、これらの影響が懸念される。

特に、景観への影響については、区域周辺の国定公園内には主要な眺望点が複数存在するとともに、風力発電機の見えの大きさ（垂直視野角）は「圧迫感あまり受けない」とされる垂直視野角を超えると予測されていることなどから、地形改変及び施設の存在に伴う重大な影響が懸念される。

このため、これらの環境影響を回避するよう、事業計画を再検討すること。

2 全般的事項

(1) 事業実施区域の周辺に既設の風力発電所（以下「既設風力発電所」という。）が稼働している場合には、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して本事業との累積的な影響が懸念される。

このため、既設風力発電所に係る騒音の状況及び鳥類の風力発電機への衝突状況等に関する情報収集に努めるとともに、当該情報を踏まえ、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

(2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

3 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施区域の近傍に住宅等が存在している場合には、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅等から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 伊良湖岬周辺は鳥類の渡りルートとなっていることなどから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機へのバードストライクや移動経路の阻害等が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

なお、調査においては、飛翔軌跡、飛翔高度、既設風力発電所等の構造物の回避行動、餌場やねぐら等への移動経路及び渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、夜間調査の実施についても検討すること。

- (2) 事業実施区域の周辺に重要な自然環境のまとまりの場が存在するなど、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性がある場合には、動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 景観

事業実施区域の周辺に主要な眺望点等が存在している場合には、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、景観への影響を回避、低減するとともに、主要な眺望点から展望する場合の著しい妨げにならない事業計画とすること。

また、調査、予測及び評価の手法の検討に当たっては、眺望点となる施設の管理者及び利用者、地域住民並びに関係自治体等の意見を踏まえること。

6 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

また、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和元年9月9日	審 査 会	知事からの諮問 配慮書の内容の検討 部会の設置及び付託
令和元年10月25日	部 会	配慮書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 関係市町長意見の検討 部会報告の検討
令和元年11月7日	審 査 会	配慮書の内容の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子	名城大学理工学部教授
伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
大石 弥幸	大同大学情報学部特任教授
片山 直美	名古屋女子大学健康科学部教授
上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
酒卷 史郎	名城大学理工学部教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
武田 美恵	愛知工業大学工学部准教授
田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
東海林 孝幸	豊橋技術科学大学大学院工学研究科講師
富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
○中山 恵子	中京大学経済学部教授
夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
二宮 善彦	中部大学工学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
葉山 嘉一	公益財団法人日本鳥類保護連盟評議員
檀田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
◎松尾 直規	中部大学工学部教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
吉永 美香	名城大学理工学部教授

◎会長 ○ 会長代理

(敬称略、五十音順)